

日行連発第1662号
令和2年3月25日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

継続検査 OSS 申請における自動車検査証の有効期間の伸長について（周知）

自動車検査登録業務における新型コロナウイルスの感染拡大防止については、「自動車検査登録業務における新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する協力依頼について（周知）」（令和2年3月9日・日行連発第1522号）にて周知させていただいたところです。

今般、国土交通省及び軽自動車検査協会より、継続検査 OSS 申請における自動車検査証の有効期間の伸長を希望する場合、「継続検査 OSS 申請における自動車検査証の有効期間の伸長申出書」を活用し、申請予定日の前日までに申請事務所へ提出することにより、運輸支局等における待ち時間の短縮となる旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

また、自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策について、国土交通省及び軽自動車検査協会ホームページに情報が掲載されておりますので、併せてお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

- ・継続検査 OSS 申請における自動車検査証の有効期間の伸長について（協力依頼）
（令和2年3月16日・国土交通省事務連絡、2020 軽検検第61号、
2020 軽検情第14号）
- ・（例）継続検査 OSS 申請における自動車検査証の有効期間の伸長申出書

【参考】 自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策

<国土交通省>

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000105.html

<軽自動車検査協会>

https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2019/notice_20200317_009662.html

以上